

# 公益社団法人 愛知県獣医師会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛知県獣医師会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 この法人は、獣医学術の発達普及と獣医業務の公正なる発展を図ることにより、畜産の発達・振興、公衆衛生及び動物に関する保健衛生の向上、社会福祉の増進及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

### (規律)

第4条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### (公益目的事業)

第5条 この法人は、第3条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医学術、獣医療の知識等の普及向上に関する事業
- (2) 食鳥検査に関する事業
- (3) 狂犬病予防等の人獣共通感染症に関する事業
- (4) 野生動物の保護等の自然環境の保全に関する事業
- (5) 学校飼育動物の支援に関する事業
- (6) 動物愛護の普及啓発に関する事業
- (7) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県内において行うものとする。

### (その他の事業)

第6条 この法人は、公益事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 獣医師の倫理向上に関する事業
- (2) 獣医師の処遇改善に関する事業
- (3) 会員の互助・福利厚生に関する事業
- (4) その他前各号に定める事業に関連する事業

### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

### (種別)

第8条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県に居住し、又は就業する獣医師

名誉会員 正会員のうち、この法人の発展に功績のあった者で総会において承認された者

賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

## (入会)

第9条 この法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

## (入会金及び会費)

第10条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

## (退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

## (会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3)2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総正会員が同意したとき。

## (懲戒)

第13条 会員が次の各号の一に該当したときは、第4項に定める理事会又は理事会及び総会の議決を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1)この法人の定款又はその他の規程に違反したとき。
- (2)職業行為に関し、法令に違反して刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき。
- (3)この法人の会費を滞納し、かつ、催告を受けてなお納付しないとき。
- (4)この法人又はこの法人の会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき。
- (5)その他の正当な事由があるとき。

2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1)戒告
- (2)定款その他の規程により会員に与えられた権利の停止
- (3)除名(前項第3号に該当する場合を除く。)

3 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、議決の前に理事会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、除名による場合は、当該会員に対し、総会の3週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その議決の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

4 懲戒は、第2項第1号又は第2号に定める方法による場合は理事会の議決により、第3号に定める方法による場合は理事会の議決を経た上、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、これを決する。

5 会費の滞納者に対しては、別に規則をもって定める請求手続により催告を行い、催告後3か月を過ぎても納入がないときは、第2項第2号に定める方法による懲戒を行う。また、次項に定める当該懲戒の通知後、9か月を過ぎてもなお未納の場合は、前条第3号の規定により、会員資格を喪失するものとする。

6 第4項により懲戒が議決されたとき又は前項により会員資格を喪失したときは、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知するとともに、機関紙に公示しなければならない。

### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 部会

第15条 この法人に、畜産、臨床及び公衆衛生の部会を設ける。

2 正会員及び名誉会員は、いずれかの部会に所属しなければならない。

3 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める部会規程による。

## 第4章 役員等

### (種類及び定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 3名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、4名以内を業務執行理事とすることができる。

### (選任)

第17条 理事及び監事は、総会の議決によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その議決によって、第2項で選任された業務執行理事より副会長及び専務理事を選任することができる。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名とする。

5 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務・権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会で予め定めた順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

5 会長、副会長及び専務理事以外の業務執行理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐しこの法人の業務を執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務・権限)

第19条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務、財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これ

を総会及び理事会に報告すること。

(5)前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

第20条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補充又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第21条 役員は、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (報酬等)

第22条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、総会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (名誉会長及び顧問)

第23条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

## 第5章 総会

#### (種類)

第24条 この法人の総会は、一般社団・財団法人法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権限)

第26条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員の選任又は解任

(2) 入会金及び会費の額

(3) 役員の報酬等の額

(4) 定款の変更

(5) 会員の除名

(6) 事業報告及び決算

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 理事会において総会に付議した事項

(10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に

定める事項

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第 28 条第 3 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

#### (開 催)

第 27 条 定時総会は、事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

#### (招 集)

第 28 条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日より 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

#### (議 長)

第 29 条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第 30 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (議 決)

第 31 条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員として表決に加わることはできない。

#### (書面表決等)

第 32 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第 33 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

#### (構 成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権 限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前 2 号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 重要な使用人の選任及び解任

### (開 催)

第 36 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 19 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 4 号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第 2 号又は第 4 号により理事又は監事から請求があった場合は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 10 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

### (議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定 足 数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### (議 決)

第 40 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

### (議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第 7 章 財産及び会計

### (財産の構成)

第 42 条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

### **(財産の管理)**

第43条 この法人の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める。

### **(事業計画及び収支予算)**

第44条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### **(事業報告及び決算)**

第45条 この法人の事業報告及び決算については、事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### **(公益目的取得財産残額の算定)**

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### **(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)**

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、前項と同じ議決を経なければならない。

### **(会計原則)**

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

### (合併等)

第50条 この法人は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

### (解散)

第51条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

### (委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。



## (公 告)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 12 章 補則

### (委 任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 第 1 項の登記の日におけるこの法人の理事及び監事は、次のとおりとする。

#### 理 事

角井 正樹 山田 智 土屋 孝介 藤平 昇 吉永 祐二 橋川 央 筒井 幸治  
吉田 眞 清水 敏光 金沢 政樹 林 健一 石原 和幸 久野 量三 小笠原 仁志  
浅見 昇 和久田 元資 角谷 裕 松浦 一史

#### 監 事

大橋 秀一 中原 暄次 奥本 直人

4. この法人の最初の代表理事は、角井 正樹とする。
5. この法人の最初の業務執行理事は、山田 智 土屋 孝介 藤平 昇 吉永 祐二とする。